豊島区の産業振興への取り組み

1. 商店街支援 新指針(案)指針2

(1) 現状

①商店会数の推移 ※各年4月1日現在

H30	H31/R1	R2	R3	R4
9 0	8 9	88	87	87

②商店会員数の推移 ※各年10月1日現在

H30	H31/R1	R2	R3	R4
4,361	_	4,182	_	3,799

※会員数調査は隔年実施

(2) 取組状況

①電灯料補助

外面的に商店街を周知するとともに、地域の安全・安心づくりを図るため、商店街が 所有する街路灯や、アーチ、アーケード等に係る電気料金の一部を補助する。

②イベント事業補助、商人まつり補助

商店街のにぎわいを創出し地域経済の活性化を図るとともに、会員同士のコミュニケ ーション向上を目的として、商店街及び商店街連合会が実施するイベント事業に対し、 事業に要する経費の一部を補助する。

【補助事業数】R2 年度:27 事業 R3 年度:29 事業

③施設整備事業補助

来街者の安全・安心で快適な商店街環境づくりを行うため、商店街が実施する街路灯改修等の施設整備事 業に対し、事業に要する経費の一部を補助する。

【補助事業数】R2 年度:3 事業 R3 年度:6 事業

④販売促進事業補助

顧客の利便性と集客力向上を図るため、商店街が実施するホームページ制作や商店街マップ作成事業に対 し、事業に要する経費の一部を補助する。

【補助事業数】R2 年度:3 事業 R3 年度:3 事業

⑤商店街プレミアム付地域商品券補助

商店街振興を図り地域経済の活性化に寄与するとともに、商店街会員の確保を図るため、商店街が実施す るプレミアム付商品券事業に対し、事業に要する経費を補助する。

【補助事業数】R3 年度:11 事業 R4 年度:18 事業 ※R3 年度から事業開始

⑥ファーマーズマーケット事業

としまみどりの防災公園(IKE・SUNPARK)において実施しているマーケットにおいて、商店街会員の販売 促進の場を提供するため、商店街ブースを毎週末用意する。

【開催日】毎週土・日曜日 【開催時間】10~16 時 【商店街枠】2 ブース/日

【出店料】10,000円(区内企業:5,000円)





(1) 現状

①講座等受講人数 ※令和4年12月31日現在見込み数

H30	H31/R1	R2	R3	
1,470	1,421	867	415	1,032

②消費生活相談件数の推移 ※令和4年12月31日現在

H30	H31/R1	R2	R3	 ₩R4
2,198	2,445	2,594	2,382	1,830

(2) 取組状況

①消費者教育事業

消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画すること(社会の一員として、より良い市場と、より良い社会の発展のために積極的に関与する)の重要性について理解・関心が深められるよう、かつ消費者トラブルを未然に回避し、安全で安心した消費生活を営むことができるよう消費生活講座等を開催する。

【消費生活講座】R4 年度:4 回(参加者数 172 名)

(内容) ①防災の知識、②健康食品の正しい知識、③今からできる終活、④エシカル消費

【出張講座】R4 年度:6回(参加者数 232 名)

(内容) 区民ひろば、学校や障害者施設などからの依頼を受け、消費生活相談員が出張して講座を開催する。

②消費生活展事業

消費生活に関する身近な問題について、区内の消費者団体・グループが展示・発表する。

「消費生活展」を通して区民が消費者問題に対して関心を高めるとともに、悪質商 法などの消費生活上のトラブルを回避できる「自立した消費者」となるための意識啓 発を図る。

【テーマ】R4 年度「SDGs に一緒に取り組みましょう」

(内容) イケビズ多目的ホールにおいて消費者団体等 9 団体がテーマに沿った活動 パネルの展示・説明、ワークショップを実施

③消費生活相談事業

区内在住・在勤・在学の消費者を対象に、消費者被害の未然防止や被害救済を図るため、消費生活・消費者契約に関する相談(苦情・問合せ・要望)に対し消費生活相談員が助言、情報提供、あっせん等を行い、問題解決を目指す。

【実績】R3 年度: 2,382 件 R4 年度: 1,830 件(12 月末)

(主な相談内容) 賃貸住宅等の原状回復トラブルや、通信販売等による定期購入トラブル、マッチングアプリによるトラブルなど。

④消費者被害防止啓発事業

区内在住・在勤・在学の消費者を対象に、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、被害防止 の啓発を行う。

【出前寄席、出張講座】R3 年度:12 回 R4 年度:15 回

(内容:出前寄席)区民ひろばにおいて、警察署と連携し「出前寄席」を開催。真打落語家による「被害防止創作落語」と、区内3警察からは「高齢者に対しての特殊詐欺被害情報」を提供し、被害防止啓発を実施。

